資料２－６

# 学校教育の課題について

学校教育改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
教員の働き方改革、学校支援員の配置及び確保・・・・・・・・・・・・・・・３
ＧＩＧＡスクール構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
いじめ防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
不登校児童・生徒への支援等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
特別支援教育、インクルーシブ教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
少人数指導、少人数学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
宿泊行事の再構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
学校施設の老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（概要版）・・・・・・・・・・・１２
適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
適正規模・適正配置（参考資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

# 学校教育改革

## 事業の概要

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

学校においては、働き方改革や、ＧＩＧＡスクール構想の実現といった動きも加速・充実させるとともに、新学習指導要領を着実に実施しながら、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育を実現する必要がある。

## 国や都の取組

働き方改革の取組の一つとして、都では部活動における外部指導員の配置や、スクールサポートスタッフの配置を進めている。

## 本市の取組

- 副校長等校務改善支援員の配置及び部活動外部指導員の充実を進めている。
- コミュニティ・スクールを推進し、地域の方をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びの実現に取り組んでいる。
- 児童・生徒一人一人の個性や能力を伸長し「生きる力」を身に付けさせるために、小・中学校の連携を通して確かな学びと育ちを実現のため、小中連携、一貫教育の取組を進めている。

## 課題

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、負担が増大
- 子供たちを取り巻く課題の多様化（特別支援教育を受ける児童・生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童・生徒数の増加等）
- ICT や先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施と個別に最適な学びや支援
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

## 今後の方向

多様化する子供たちを取り巻く課題や ICT 等の先端技術の活用について検討を進めると

ともに新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立を図っていく。現在、特に対応が必要だと認識している課題については、３ページ以降に記載のとおりとする。

また、学校の主たる教材である教科書については、将来的にデジタル教科書の導入をしていく必要があると考えているが、現時点では、教員用の指導書の導入を進め、児童・生徒用については、内容等の研究を進めるとともに、国や都の動向をみながら検討していく。

## 教員の働き方改革、学校支援員の配置及び確保

### 事業の概要

「府中市立学校における働き方改革推進プラン」(以下、「働き方改革推進プラン」という。)に基づき、学校業務の見直しとＩＣＴ化等による業務改善等、教職員の長時間労働を直接的に解消していく取組に加え、実態として長時間労働となっている教職員の心身の健康面でのサポート体制を充実させることにより、学校教育の質の維持向上を図る。

また、副校長及び一般教員の事務負担の軽減を図るための副校長等校務改善支援員、学校の抱える教育課題に適時、柔軟に対応するための学校経営支援員等の各種支援員を配置する。

### 国や都の取組

【働き方改革】

関係法令の改正や、指針の作成等により、時間外在校等時間の上限時間の設定や休日のまとめ取り等、教職員の働き方改革に資する取組の推進を図っている。

【学校支援員】

市区町村が一般教員の授業準備等の負担を軽減するために配置する地方公務員(会計年度任用職員）の任用に要する費用の一部を補助している。

### 本市の取組

【働き方改革】

タイムレコーダー導入による労働時間の把握、学校閉庁日の設定による休暇取得の促進等、働き方改革推進プランに基づく取組を推進している。

【学校支援員】

- 学校長の裁量により、学校経営支援員（学習指導、生活指導、特別支援、学校司書等）を配置している。また、副校長及び一般教員の事務作業等を補助する副校長等校務改善支援員を配置している。
- 地域住民のもつ幅広い経験、知識等を学校の教育活動に生かすため、教育ボランティアとして協力できる個人または団体を学校支援ボランティアとして配置している。

### 課題

【働き方改革】

教職員の長時間労働については、各種取組により少しずつ意識の醸成ができてきている状況ではあるが、依然として長時間労働となっている教職員が多数いることや心身の健康面でのサポート体制を充実させていくことが課題である。

【学校支援員】

各校で必要な支援員を安定的に配置できるよう、人材の確保を進める必要がある。

## 今後の方向

【働き方改革】

引き続き、国や都の動向を注視しながら、働き方改革推進プランに基づく取組を推進していく。

【学校支援員】

各校におけるコミュニティ・スクールの取組等を通じて人材の確保を進める。

## 参考　各種支援員一覧

- 副校長等校務改善支援員
- 学校経営支援員
- 学校経営支援員（水泳指導業務）
- 学校経営支援員（少人数指導）
- 合理的配慮支援員
- 特別支援学級補助員
- 小中連携一貫教育代替支援員
- 給食補助員

## ＧＩＧＡスクール構想

### 事業の概要

一人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層多様に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現する。

これまでの教育実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図ることにより、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出す。

### 国や都の取組

ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、一人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費の一部を補助金として交付し、各自治体の実現に向けた取り組みを支援している。

### 本市の取組

校内高速通信ネットワークの整備、児童・生徒一人１台端末の整備、オンライン教材の導入、指導者用デジタル教科書の導入等

### 課題

- ＩＣＴ機器の整備が急速に進む中で、ＩＣＴを活用した教師・児童・生徒の力を最大限に引き出す手法については、様々な研究をしていく必要がある。
- 学校や家庭において、子どもたちがＩＣＴ機器を適切・安全に使用できるよう、ＩＣＴ活用スキルや情報モラルの向上を図る必要がある。
- 教員のＩＣＴスキルを高めるとともに、情報セキュリティに関する意識を高める必要がある。

### 今後の方向

デジタル教科書やオンライン教材等を活用しながら、これまでの教育実践とＩＣＴの相乗効果を図り、ＩＣＴとのベストミックスを図っていく。また、感染拡大による再度の分散登校等を想定し、学校と家庭とをオンラインで接続する取組についても研究を進める。

## いじめ防止対策の推進

### 事業の概要

いじめ問題は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そのことによって、当該児童・生徒が登校できなくなったり、生命や身体に重大な危険が及んだりする恐れがあり、いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。

「府中市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題から児童・生徒を守り、学校、家庭、地域住民及び関係機関と緊密に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応を総合的かつ効果的に推進している。

### 国や都の取組

【国】いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針の策定
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

【都】東京都いじめ防止対策推進条例　東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定
東京都教育委員会いじめ総合対策の策定

### 本市の取組

- 府中市いじめ防止基本方針の策定及び府中市いじめ問題対策委員会の設置
- 各学校において学期に１回のいじめアンケートの実施
- 学校訪問や例月のいじめ件数等の報告によるいじめ情報の収集及び指導・助言
- ＳＮＳ府中ルールの策定とリーフレット等による啓発活動、人権尊重教育の推進
- スクールロイヤー制度の導入研究
- いじめ防止等の対策研修を職層研修で実施

### 課題

府中市立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策を諮問する機関を設置し、いじめ問題の解決に向けたさらなる支援体制の充実を図る必要がある。

### 今後の方向

いじめ防止等の対策を強化するための組織体制の見直しを図るとともに、スクールロイヤー等の外部人材を活用した学校支援体制の充実を図る。

## 不登校児童・生徒への支援等の推進

### 事業の概要

全ての児童・生徒にとって、魅力あるよりよい学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりを推進している。不登校は、児童・生徒を取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校は問題行動でないという認識の徹底を図り、小学校と中学校の指導連携の強化、支援員の配置、スクールソーシャルワーカーの活用等、学校の取組を充実させるための支援体制の充実を図っている。

### 国や都の取組

【国】義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

【都】教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会の設置

スクールカウンセラーの全校配置

### 本市の取組

- 適応指導教室（けやき教室）の設置・運営
- 指導主事による不登校児童・生徒に関するヒアリングの実施
- 例月の不登校児童・生徒数等の報告による情報の収集及び学校への指導・助言
- 学校と家庭の連携推進事業の活用による支援員の配置
- スクールソーシャルワーカーや心理職員等を活用した教育相談体制の強化

### 課題

スクールソーシャルワーカー等の配置により、各学校への教育相談体制は充実してきているが、訪問型の支援などの保護者への支援や民間施設等との連携については更なる支援体制の構築が必要である。「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す体制づくりを構築していくことが課題である。

### 今後の方向

教育支援センターの設置や不登校特例校を設置し、更なる不登校児童・生徒やその保護者を支援するネットワークを整備していく。

## 特別支援教育、インクルーシブ教育

### 事業の概要

府中市特別支援教育推進計画第３次推進計画（令和２年度）に基づき、共生社会の実現に向け就学相談の充実や特別支援教室の整備など、個に応じた指導・支援の充実や障害のある幼児・児童・生徒に対する実効性のある取組などを推進している。

### 国や都の取組

国から障害者権利条約第２４条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向け「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示された。都は東京都特別支援教育推進計画（第二期）を推進している。

### 本市の取組

- 府中市特別支援教育推進計画第３次推進計画の推進・評価を行い、第４次推進計画作成に向けた取組を行う。
- 「学校経営支援員」、「合理的配慮支援員」、「特別支援学級補助員」を活用し、個に応じた指導の充実を図っている。
- 通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むための、教科、領域等における交流及び共同学習を実施している。

### 課題

- 市の特別支援教育の現状、課題について把握し、検証していく必要がある。
- 特別支援学級及び特別支援教室における指導方法・内容の充実、改善を図る必要がある。
- 校内委員会体制の充実を図る必要がある。

### 今後の方向

府中市特別支援教育推進協議会を開催し、市の特別支援教育の現状、課題について協議していく。

## 少人数指導、少人数学級

### 事業の概要

児童・生徒の「確かな学力」を育成するには、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けていくための「補充的な指導」や、学習をより進めていくための「発展的な指導」など、個に応じた指導の充実が不可欠である。

また、教員が一人一人の児童・生徒に向き合い、きめ細かな指導を進め、いじめや不登校等への早期対応、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保のため、少人数学級が求められている。

### 国や都の取組

- 少人数指導について、都の制度として指導方法工夫改善加配がある。
- 少人数学級について、国は小１のみ学級編制の標準を３５人とし、加配により小２においても３６人以上学級を解消している。また、都では、中１についても加配により３６人以上学級を解消することができる。
- 教科指導の専門性をもった教師によるきめ細かな指導の充実を図るため、小学校高学年における教科担任制の導入が検討されている。（国：令和４年度目途、都：令和３年度モデル実施）

### 本市の取組

教員免許をもった学校経営支援員を配置し、教科指導において個に応じた指導の充実を図っている。

少人数指導については、都の指導方法工夫改善加配を活用し、算数・数学における習熟度指導、中学校英語における少人数を実施している。

### 課題

少人数学級の課題として、人数が少ないと授業中の児童・生徒の多様な意見が限られてしまう可能性があること、学校行事等で学級単位の取組ができないことがあることが考えられる。また、少人数学級を実施するには、制度面だけでなく、相応の教員、教室等の施設、教材・教具等の条件の整備が必要である。

### 今後の方向

国や都の動向を注視していく。

## 宿泊行事の再構築

### 事業の概要

現在、府中市立学校では、宿泊体験学習として、小学校５年時における４泊５日のセカンドスクール、小学校６年時における２泊３日の日光林間学校、中学校３年時における２泊３日の修学旅行を実施している。子ども達は普段の学校生活では体験しがたい総合的な体験活動を通して、自立に必要な知識や技能を身につけるとともに、豊かな心を育み、協調性や連帯感に基づく豊かな人間関係を養う。

### 国や都の取組

新学習指導要領において、「体験学習の充実」が掲げられている。

### 本市の取組

現在、府中市立学校で実施している宿泊体験学習は、次のとおり。

- 小学校５年生　セカンドスクール　４泊５日　八ヶ岳周辺
- 小学校６年生　日光林間学校　２泊３日　日光周辺
- 中学校３年生　修学旅行　２泊３日　京都・奈良周辺

### 課題

実施期間の長さや実施時期の制限、子ども達の健康面への配慮、教職員の負担、中学校での宿泊体験不足などの課題が出てきている。また、セカンドスクールでは、八ヶ岳府中山荘を利用しているが、宿泊先が固定されているため、活動の幅が狭くなっている。

### 今後の方向

近年、ＳＮＳ等の普及によりバーチャルな環境が整ってきているが、宿泊体験学習を通して、平素とは異なる生活環境の中で、自然や文化に親しむとともに、よりよい人間関係が築けるよう集団生活の在り方や公衆道徳について学べるよう進めていく。併せて、小・中の義務教育９年間を通してバランスの取れた宿泊体験学習の在り方について検討し、再構築を図っていく。セカンドスクールについては、民間施設を活用した新たな形での実施を目指していく。また、中学校１年時の早い時期に、教師と生徒相互の触れ合いを深めるとともに、より良い人間関係を形成できるよう宿泊体験学習の実施に向けて検討を進めていく。

## 学校施設の老朽化対策

### 事業の概要

本市の学校施設は、老朽化が進行しており、児童・生徒の安全・安心を確保するため、限られた財源のもと、計画的かつ着実に学校施設の老朽化対策を実施できるよう、中長期的な計画である「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を令和２年２月に策定した。その中で、築年数や老朽化対策調査の結果を考慮した総合的な評価を行い、学校施設の整備順序におけるグループ分けを行い、早期改築着手校として八小及び一中、次期実施校として三小及び六小を選定している。

学校施設の整備に当たっては、公立学校として、できる限り公平な教育環境を確保することを目指すともに、学校施設が地域から求められる様々な役割や機能を果たすことができるよう、各学校の施設整備に係る具体的な整備方針を定めており、改築事業を実施する学校において「学習環境の充実」や「子供たちの成長を支える学校」を実現するため、改築事業の特徴ある諸室として「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」を位置付けている。

### 国や都の取組

国からは令和２年度までに学校施設の個別施設計画を策定するよう求められている。（達成済）

### 本市の取組

計画期間は令和２年度から令和３２年度までの３１年間。

八小・一中改築事業については、今年度実施設計が完了し、令和３年度より工事に着手する。また、三小・六小改築事業については、令和２年１０月に基本構想を策定し、今後基本計画の策定に着手する。

### 課題

今後、児童・生徒数の減少が見込まれる学校もあることから、今後の改築校の選定に向けて、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理することが必要。

### 今後の方向

改築・長寿命化改修計画に基づき、計画的かつ着実に学校施設の老朽化対策を実施していくとともに、令和６年度に計画の改定を行うことで、ＰＤＣＡサイクルに基づき、継続的に老朽化対策を推進する。

# 府中市学校施設
# 改築・長寿命化改修計画

## （概要版）

府中市教育委員会

# 学校施設の79％が築40年を経過しています

## 老朽化対策は「改築」を基本に実施

- 改築の目安は、おおむね築60年から65年
- 築年数が異なる建物も全体的に改築

## 現状

**築40年超 79％**

老朽化対策調査が完了した平成28年度末での最も古い校舎の築年数の割合

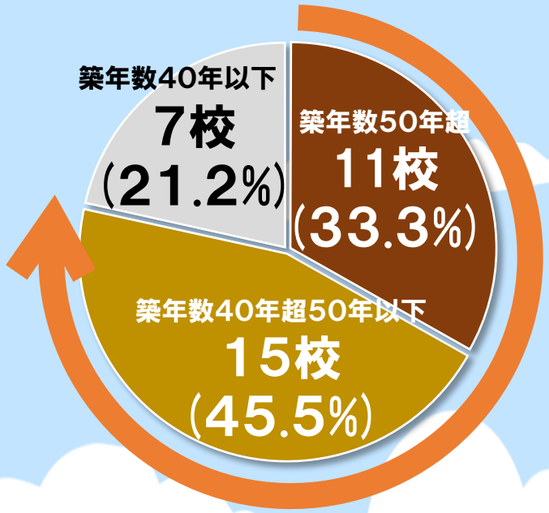


劣化事例1「八小：内装天井／壁のひび割れ／設備」

劣化事例2「一中：屋上防水／柱のひび割れ／軒先」

## 対応　令和2年2月策定

# 学校施設改築・長寿命化改修計画

公立学校として、できる限り公平な教育環境を確保するとともに、学校施設が地域から求められる様々な役割や機能を果たしていきます

1. 老朽化対策の順番 ▶ 概要版3ページ
2. 教育環境の充実 ▶ 概要版4ページ
3. 地域に求められる役割 ▶ 概要版5ページ
4. 整備方針の作成 ▶ 概要版6ページ
5. 学校施設の整備スケジュールと費用 ▶ 概要版7ページ

**計画的かつ着実な老朽化対策を実施**

# ① 老朽化対策の順番

▶ 計画69ページ～73ページ

## ■老朽化状況を踏まえた対策

**現状**

公共施設の建設時期

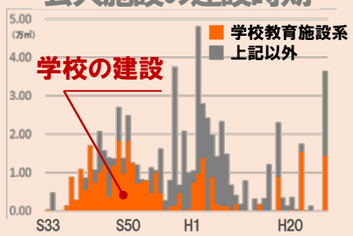


- 昭和30年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えた
- その後、昭和50年代にかけて、新しい学校の建設や校舎の増築を集中的に行ってきた
- これらの学校施設は建築後40年以上が経過し、一斉に老朽化している
- 児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題

**対応**

- 築年数や劣化状況を総合的に評価して、グループ分けします

| | |
|---|---|
| 早期改築着手校（小学校1校 中学校1校） | 八小、一中 |
| 第1グループ（小学校8校 中学校2校） | 三小、六小［次期実施校］<br>四小・五小・七小・九小・武蔵台小・矢崎小<br>二中・六中 |
| 第2グループ（小学校13校 中学校8校） | 一小・二小・十小・住吉小・新町小・本宿小・白糸台小・若松小・小柳小・南白糸台小・四谷小・南町小・日新小<br>三中・四中・五中・七中・八中・九中・十中・浅間中 |

# ② 教育環境の充実

▶ 計画74ページ～75ページ

## ■公平な教育環境

**現状**

学校間の大小のばらつき

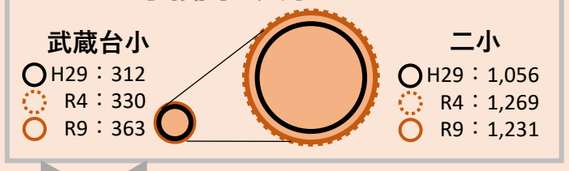


- 学校間の児童・生徒数の差が拡大している
- 学校ごとに教室等の大きさや種類、室数などにも違いがある

**対応**

- 学校施設の改築に当たり、学校施設全体や建物、配置、各諸室の整備内容や基準を整備方針として示す

## ■学校ごとの独自性

**現状**

- 地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組みがある

**対応**

- 学校独自の教育を、各学校の改築時の基本計画や基本設計で反映

八小のピロティ

白糸台小の校庭芝生化

## ■新しい教育ニーズ

**現状**

- 新しい教育ニーズへの対応が求められている

**対応**

- ICT教育の推進・特別支援教育の推進

# ③ 地域に求められる役割

▶ 計画76ページ～78ページ

## ■避難所

**現状**

- ●温熱環境などに配慮した要援護者向け避難所スペースがない
- ●体育館の入り口に受付を設けるスペースがない
- ●防災倉庫と体育館が離れている

**対応**

- ●これまでの体育館の開放に加え、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室を開放する
- ●避難者の受付・管理ができるスペースを設ける
- ●体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける

## ■地域開放

**現状**

- ●各学校で、校庭・体育館・武道場の開放は稼働率が高い
- ●ほとんどの学校で教室の開放を行っていない

**対応**

- ●学校教育上、支障がない範囲で開放範囲を拡充
- ●セキュリティ区画を設け、開放しやすい設えとする

## ■複合化

**現状**

- ●学童クラブは一部の学校で校地の外に設置
- ●放課後子ども教室は学校ごとに設置場所が異なる
- ●1校当たりの児童・生徒数が多い
- ●1人当たりの校舎面積が小さい

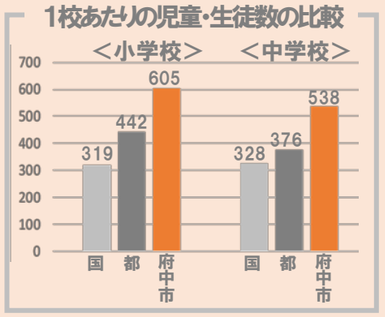


**対応**

- ●当面は、「学童クラブ」を校地内に設置し、「放課後子ども教室」専用の実施場所を確保
- ●将来は児童・生徒数が大きく減少した場合、他の公共施設との複合化を検討

# ④ 整備方針の作成

▶ 計画86ページ～119ページ

## ■整備方針

●学校全体や各諸室などの整備方針を定めます

### 学校施設の全体整備方針

| | |
|---|---|
| (1) 安全・安心な学校 | ① 子供たちの安全性に配慮した学校施設を整備します<br>② 十分な防犯性を備えた安心な施設環境を確保します |
| (2) 健康で快適な学校 | ① 採光、通風、換気、温度、遮音性等に配慮し、健康で快適な学習環境を整備します<br>② 温かみのある、落ち着いた空間づくりに配慮します<br>③ ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使用しやすい環境を整備します |
| (3) 学習環境の充実 | ① 一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や複数の学級での学習・交流活動ができるよう、多様な学習形態に対応できる学校施設を整備します<br>② 子供たちが主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備します<br>③ 子供たちの体力や運動技能の向上に資するよう、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備します<br>④ 特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに対応できる多様な学習環境を整備するとともに、誰もが相互に理解し学び合うことができる環境を整備します |
| (4) 子供たちの成長を支える学校 | ① 学校と家庭や地域との連携・協働が図れる環境を整備します<br>② 各学校の地域の特色や独自性をいかし、愛着の持てる学校施設を整備します<br>③ 教職員がそれぞれの力を発揮し互いに連携し合える、働きやすい環境を整備します<br>④ 学校管理職がリーダーシップを発揮し、学校経営のしやすい環境を整備します |
| (5) 地域コミュニティの拠点となる学校 | ① 地域住民の生涯学習・文化・スポーツの拠点となるよう、学校施設の有効活用を図ります<br>② 災害時の避難所運営を踏まえた施設の整備を行います |
| (6) 持続可能な学校整備 | ① 計画的かつ確実に老朽化対策を実施するため、長期的な財政見通しを考慮し、財政負担の軽減に努めた 学校施設を整備します<br>② 改築を実施した学校の状況を点検・評価し、その結果を踏まえた学校施設を整備します<br>③ 施設環境の良好な維持と維持管理コストの低減が図れるよう、改築実施後のメンテナンスに配慮した学校施設を整備します |
| (7) 将来の人口動態などに柔軟に対応できる学校 | ① 将来の人口動態などに応じて、各教室や建物などを他の用途に転用しやすい学校施設を整備します |
| (8) 環境に配慮した学校施設 | ① 省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します |

●各諸室の整備方針は計画９０ページ～１１９ページ に掲載しています

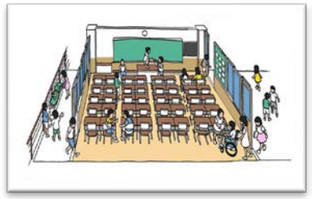
普通教室

メディアセンター

校務センター

校長室（学校経営ルーム）

# ⑤ 学校施設の整備スケジュールと費用

▶ 計画81ページ ～84ページ

## 整備スケジュール

●2年ごとに2校のペースで学校施設の整備を進めていきます
●1校の改築に係る整備期間を、設計期間で2年、工事期間で2年の4年と設定します

整備期間：32年間

2年ごと
2校のペース

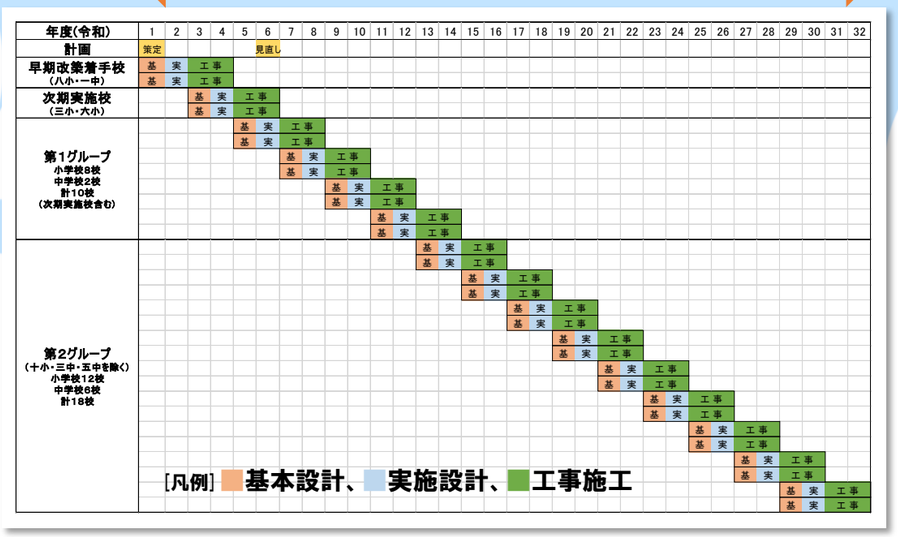


## 整備費用

30校の改築費用は

**総額1,370億円**

●良好な教育環境を確保しつつ、改築費や改築後の維持管理費の縮減

整備費用の内訳

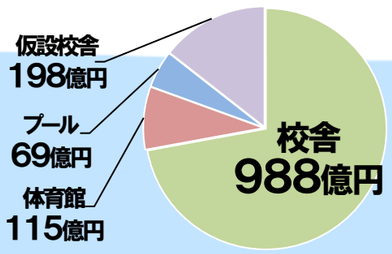


府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（概要版）

発行日　令和２年２月
発　行　府　中　市
編　集　府中市教育部学校施設課
〒183－8703
東京都府中市宮西町２丁目２４番地
電　話：０４２－３６４－４１１１（代表）
０４２－３３５－４２８０（直通）
ＦＡＸ：０４２－３３４－０９４６
ホームページ：http://www.city.fuchu.tokyo.jp

※府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の全文は、府中市ホームページで公開しています。市政情報公開室、市内各図書館などでもご覧いただけます。

## 適正規模・適正配置

### 事業の概要

本市では、将来的に年少人口の減少が見込まれる中、一部の小中学校では、既に小規模化が進んできている。一方で、開発行為やマンション開発等により地域によっては、大規模校化している学校もあるなど、学校規模の地域間格差が顕著になってきている。

今後、このような状況が進行していくと学校間における教育環境の不均衡や小規模化・大規模化による教育上・学校運営上の様々な問題が発生していく恐れがある。加えて、現在、本市が進める学校施設の老朽化対策の実施に当たっては、将来の児童生徒数の状況を見越した対応が求められている。

これらのことから、今後の各学校の児童生徒数の増減に対応し、児童生徒のより良い教育環境を確保するため、学校施設の適正規模・適正配置に関する本市の基本的な考え方を整理することを目的として、令和２年７月より府中市学校適正規模・適正配置検討協議会を設置している。

### 国や都の取組

国では昭和３３年に小・中学校の学級規模の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきた。また、国は平成 27 年 1 月には公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを作成。

### 本市の取組

令和２年７月に府中市学校適正規模・適正配置検討協議会を設置。令和３年６月までに協議会で答申を取りまとめる。

### 課題

小規模校・大規模校を解消するにあたっては、市内でも地域の特性が異なるので、その地域に応じた手法、また、それにかかるコストを検討していく必要がある。

### 今後の方向

地域に応じた小規模校、大規模校の平準化手法を協議して、考え方をまとめていく。

1

# 適正規模・適正配置

参考資料

2

## 目次


- ５歳から１４歳の将来人口推計
- 府中市立小中学校の児童生徒数と学級数の推移
- 学校規模の定義
- 小規模校化・大規模校化のメリットとデメリット
- 学校施設を取り巻く状況
- 学校施設改築・長寿命化改修計画との関連
- 適正規模の範囲を超える場合の対応策（案）
- 他市の適正規模基準と対応策

3

# ５歳から１４歳の将来人口推計

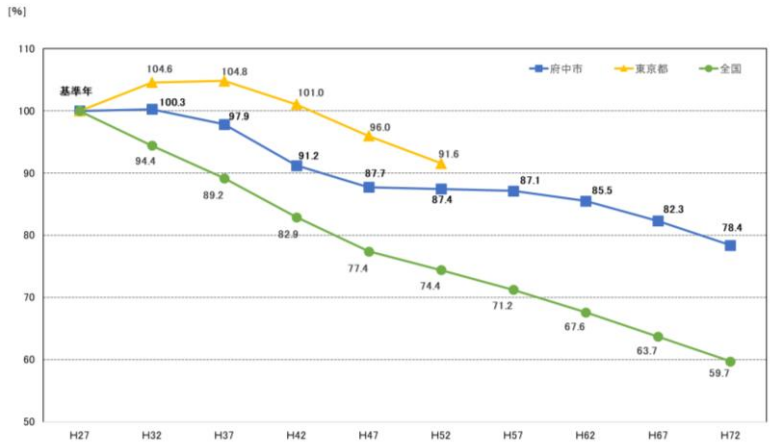


出典

- 全　国「日本の将来推計人口（平成２９年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
- 東京都「東京都男女年齢（５歳階級）別人口の予測（平成２９年度）」（東京都）
- 府中市「府中市人口ビジョン府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成２７年度）」（府中市）

4

# 府中市立小中学校の児童生徒数と学級数の推移

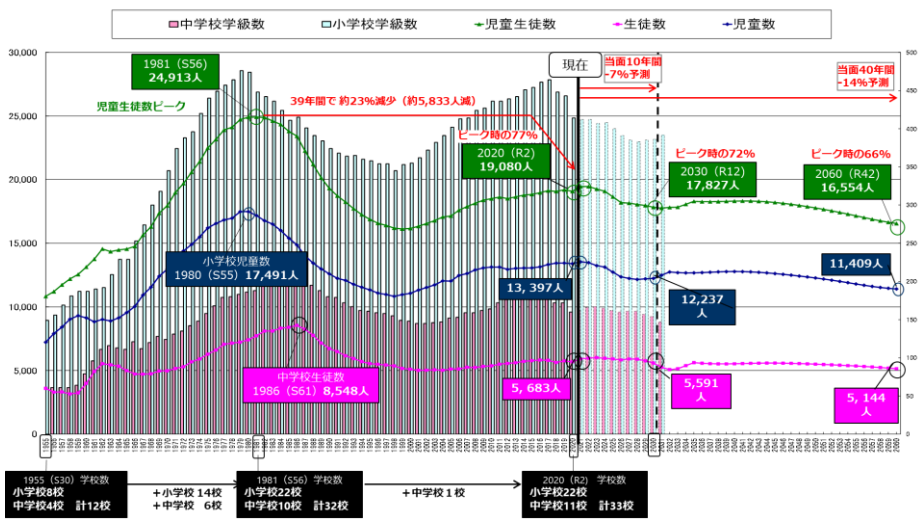

5

# 令和２年から令和12年の児童数の推計（小学校）

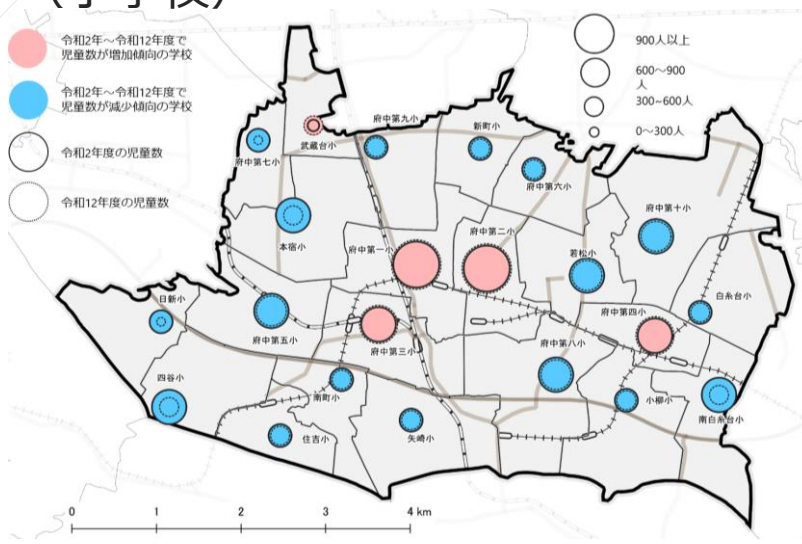


6

# 令和２年から令和12年の児童数の推計（中学校）

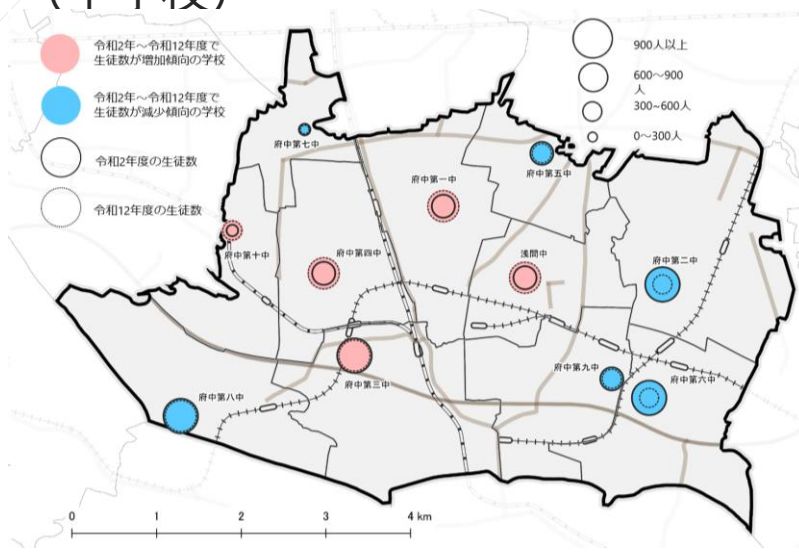

7

# 学校規模の定義

## 学校教育法施行規則 第４１条

小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

・同第７９条において中学校にも準用

## 解説

学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。

## 出典

文部科学省公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

8

# 小規模校化・大規模校化のメリットとデメリット

| | メリット | デメリット |
|---|---|---|
| 小規模校化 | 子ども・保護者の視点<br>●人間関係が深まりやすい<br>●一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる<br>●異学年間の交流が生まれやすい<br>●教員の目が届きやすい<br>教員の視点<br>●教員間の意思疎通が図りやすい<br>●保護者や地域社会との連携が図りやすい<br>●施設を余裕を持って使える | 子ども・保護者の視点<br>●多様な集団づくりがしにくい<br>●多様な考え方に接し、学び合いや切磋琢磨する機会が少ない<br>●活気が生じにくく活動内容選択に制約が生じる<br>教員の視点<br>●教員の仕事量が多くなる<br>●人材育成や体制づくりが難しい<br>●多様な学習形態・指導形態がとりにくい |
| 大規模校化 | 子ども・保護者の視点<br>●多様な集団の形成がされやすい<br>●社会性や協調性等が育まれやすい<br>●活気が生じやすく、活動内容選択の幅が広がる<br>教員の視点<br>●バランスのとれた教員配置を行いやすい（ベテランと若手等）<br>●指導技術の伝達がしやすい<br>●多様な指導形態をとりやすい | 子ども・保護者の視点<br>●きめ細かな指導が受けにくい<br>●学年間・異学年間の交流が不十分になりやすい<br>●一人ひとりの活躍の機会が限られる<br>教員の視点<br>●連絡調整が困難、管理職が組織マネジメントに時間をとられる<br>●施設・設備の制約が生じる<br>●保護者や地域社会との連携が図りにくい |

参考：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(平成２７年１月２７日)

9

# 学校施設を取り巻く状況

- 府中市の公共施設の建築年度
  - 学校施設の建築は昭和40年代～昭和50年代に集中
  - 二小・十小・三中・十中・浅間中以外は築40年以上

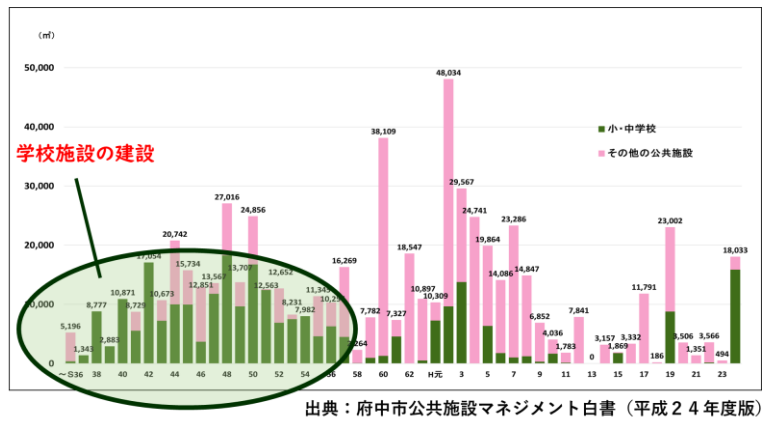


出典：府中市公共施設マネジメント白書（平成２４年度版）

10

# 学校施設改築・長寿命化改修計画との関連について

- 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画とは

児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、
老朽化対策が重要かつ喫緊の課題

▼

①市全体の老朽化対策の進め方を定め、計画的かつ着実に実施

②市として整備方針を定め、できる限り公平な教育環境を確保

▼

令和２年２月

府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の策定

11

# 学校施設改築・長寿命化改修計画との関連について

1. 学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策
   - 整備順序におけるグループ分け

     学校施設の整備は、学校単位で分類を行う。

     老朽化対策の優先度は、早期改築着手校、第１グループ、第２グループの順
2. 学校施設の整備スケジュール
   - 整備スケジュール

     ２年ごとに２校のペースで学校施設の整備を進めていく。

     １校の改築に係る整備期間を、設計期間で２年、工事期間で２年の４年と設定

12

# 適正規模の範囲を超える場合の対応策（案）

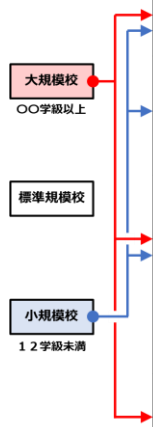


| | | |
|---|---|---|
| 通学区域の見直し | 通学区域を見直す | |
| 統廃合 | ① 既存学校を活用 | 既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。 |
| | ② 新設統合 | 新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。 |
| | ③ 分離統合 | ３校以上の統合予定校のうち１校を分割して、他の学校に統合する。 |
| 学校選択制 | ① 自由選択制 | 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの |
| | ② ブロック選択制 | 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの |
| | ③ 接区域選択制 | 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの |
| | ④ 特認校制 | 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの |
| | ⑤ 特定地域選択制 | 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの |
| 校舎の増築 | 既存校舎に増築 | |

13

# 他市の適正規模基準

| 自治体 | 小学校 | 中学校 |
|---|---|---|
| 八王子市 | 各学年２～４学級 | 各学年３～６学級 |
| 昭島市 | 各学年２～３学級 | 各学年４～６学級 |
| 町田市 | 各学年３～４学級 | 各学年４～６学級 |
| 国立市 | 各学年２～３学級 | 各学年４～６学級 |
| 多摩市 | 各学年複数学級の１２学級以上 | 各学年３学級の９学級以上 |
| 西東京市 | 各学年２学級以上 | 各学年２学級以上 |

- 小学校は各学年２学級以上が多い
- 中学校は各学年３学級もしくは４学級以上が多い

14

# 他市の適正規模基準と対応策

| 自治体 | 学校数年度 | 小学校 | | | | 中学校 | | | | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 適正規模の基準 | 学校数 | 適正規模校 | 適正規模以外 | 適正規模の基準 | 学校数 | 適正規模校 | 適正規模以外 | |
| 八王子市 | R2.5.1 | １２～２４学級<br>（学年２～４学級）<br>１２～２４学級 | 70校 | 45校 | 上回る学校<br>1校<br>下回る学校<br>24校 | ９～１８学級<br>（学年３～６学級）<br>９～１８学級 | 38校 | 23校 | －<br>下回る学校<br>15校 | H21年1月「市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」<br><大規模校への対応><br>一時的な場合：施設増築、設備の整備、学校経営の工夫や加配教員・指導補助者等の相応な配置<br>長期間の場合：学校選択制による他の通学区域からの受入れの抑制、通学区域の変更<br><小規模校への対応><br>小規模校：統合、通学区域と再編成して周辺の学校を含めた適正配置<br>過小規模：学校との統合 |
| 昭島市 | R1.5.1 | 各学年２～３学級<br>１２～１８学級 | 13校 | 8校 | 上回る学校<br>4校<br>下回る学校<br>1校 | 各学年４～６学級<br>１２～１８学級 | 6校 | 4校 | －<br>下回る学校<br>2校 | H24年10月「昭島市立学校適正規模適正配置等について（中間答申）」<br>• 小・中学校の適正な規模を維持するためには市内に何校が必要かを検討する<br>• 学校の統廃合及び通学区域の検討<br>※各学年の学級数は不明のため、学校全体の学級数を学年で割って算出 |
| 町田市 | R2.5.20 | 各学年３～４学級<br>１８～２４学級 | 42校 | 14校 | 上回る学校<br>1校<br>下回る学校<br>27校 | 各学年４～６学級<br>１２～１８学級 | 20校 | 8校 | 上回る学校<br>5校<br>下回る学校<br>7校 | R2年1月「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）」<br><大規模校への対応><br>大規模校のデメリットの対策<br>• 新たな学校施設の学校施設の建設、既存学校施設の改修<br>• 支援人材を学校規模に比例して配置<br>－ |
| 国立市 | H28.5.1 | 各学年２～３学級<br>１２～１８学級 | 8校 | 7校 | －<br>下回る学校<br>1校 | 各学年４～６学級<br>１２～１８学級 | 3校 | 2校 | －<br>下回る学校<br>1校 | H30年２月「国立市学校施設整備基本方針」<br>• おおむね20～30年後における学校数は小学校６校程度、中学校２校程度が一定の目安とし、長期的に、この数を想定して学校施設の更新を図る |
| 多摩市 | R2.5.1 | 各学年複数学級の<br>１２学級以上<br>１２学級～ | 17校 | 13校 | －<br>下回る学校<br>4校 | 各学年３学級の<br>９学級以上<br>９学級～ | 9校 | 7校 | －<br>下回る学校<br>2校 | H17年６月「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置に対する基本的考え方について（最終答申）」<br>• 通学区域の変更　・学校の統廃合<br>H24年4月「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」<br>• 大規模校と小規模校が隣接する地区では、通学区域の見直しを行う<br>• 現在の通学区域は、おおむねコミュニティエリアとの整合がとれ、原則１中２小となっているため、学校の統合は当面行わない<br>• 個別対応として、隣接する学校への就学を希望できる区域「調整区域」を設定。「学校選択制」を見直し、「条件付学校希望制」に移行 |
| 西東京市 | R2 | 各学年２学級以上<br>12学級～ | 19校 | 19校 | － | 各学年２学級以上<br>６学級～ | 9校 | 9校 | － | H20年11月「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」<br><大規模校への対応><br>• 将来動向を予測した上で、学校施設の更新計画とも調整をとり、一時転用教室を普通教室に戻すことや、増築等を行うことなどにより必要となる教室等の確保を行い、可能な限り現有施設での対応を行う<br><小規模校への対応><br>• 小規模校化がより顕著となった場合に、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行う |